

いわて災害時多言語サポーターの認定について

1 目的

災害時に外国人が言葉や文化の違いのために適切な避難行動がとれない、避難所等での確かな支援が受けられないといったことが起こらないよう、外国人支援のための適格な活動ができる人材を「いわて災害時多言語サポーター」として認定する。

2 認定基準

次のすべての要件を満たす者で、岩手県国際交流協会理事長が認めた者を、「いわて災害時多言語サポーター」として認定する。

- (1) 当協会の「いわて国際化人材」に登録している者。
- (2) 岩手県内で活動できる者。(岩手県内に在住、または県内に通勤・通学していること。)
- (3) 日常会話程度以上の外国語(母語が外国語の場合は日常会話程度以上の日本語)ができると認められる者。
- (4) 「防災・災害」「外国人支援」「多言語サポート」に関する基礎的な知識及び実践経験のある者。(当協会主催の「災害時サポート研修」の各講座及び「実践訓練」、また当協会が認める講座等を受講した者は、当要件を満たすものとする。)

3 認定証の交付

「いわて災害時多言語サポーター」として認定された者には、「いわて災害時多言語サポーター認定証」を交付する。

4 認定期限

認定証の交付を受けた年度を含む、4年間を認定期間とする。ただし、上記2の認定基準を満たし、協会が指定する研修講座等を受講する等引き続き「いわて災害時多言語サポーター」としての活動が見込まれる者は、期間満了の都度認定を更新するものとする。

